

第十三回 参議院法務委員会會議録第十四号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午前十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君
委員 加藤 武徳君
長谷山行毅君
岡部 常君
齋 武雄君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

国務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 清原 邦一君
中央更生保護委員 齋藤 三郎君
中央更生保護委員 事務局長 齋藤 三郎君

事務局長

常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高兄君
常任委員 西村 高兄君

本日の会議に付した事件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(戦争犯罪人の処遇等に関する件)

(平和条約発効に伴う恩赦に関する件)

(プレス・コードに関する件)

○委員長(小野義夫君) それでは只今より委員会を開きます。

法務総裁が出席されておりますから、総裁に対する質疑をこの際お願いいたします。

○岡部常君

いわゆる戦争犯罪者に対する件に關しまして、前大橋法務総裁には若干お尋ねをいたしましたのでありますが、その際は少し時期が早かつたためでありまして、大部分は考慮中というふうなお話で、明確なお答えを得るに至らなかつたのであります。然るに大分時が経ちましたし、すでに議和発効も目途の間に迫つておるよう感じますので、この際更にお尋ねをしてお答えを得たいと思つております。先ずお伺ひたいことは、いわゆる戦争犯罪者なるものが普通の犯罪者とは特段に違ふものであることは、各委員からもそれ／＼お尋ねがありまして、又前総裁におかれても、それは勿論普通の犯罪者とは違ふ、これは特別な考えを以て見なければならぬ、又従つてその処遇等についても特段なる留意を払ふべきものであるというのを重ねてお答えになつておるのではありませんか。これは私らとしても当然のこととして承つておつたのであります。勿論現総裁においても同じお考えであらうと思つておるが、先ず念のためにお伺ひたいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。いわゆる戦争犯罪者は、日本の法規の下に罰せられたものではないのであります。従つて日本の法規違反の行為を行つたというわけではなくし、いわゆる極東軍事裁判或いは戦争裁判法廷において課せられた一つの

犯罪者なのであります。これらの人は普通の内地の犯罪者とはいささか、といふよりかむしろ大いにその性質を異にした人々であります。特別に考えるべきことは当然であらうと思つておる。

○岡部常君 重ねて法務総裁の御明答を頂きまして安心するものであります。この点に關しましては国民ひとしく関心を持つておることでありまして、殊に本人は勿論、関係者、家族等において深き関心を持つており、我々から考へるとむしろ心配し過ぎるのではないかと思はれるまでに心痛をいたしておるのではありませんか。恐らくこれはいろいろ／＼な方法を以て陳情などが参つておることと思つておる。さて、それが今一回い／＼講和発効によりまして現実に日本の手によつて扱われることになるのであります。いわゆる戦争犯罪人の拘禁といふことは、従前においてその実例があるかどうかといふこととありますが、我々の調べますところによりまして、前大戦の後に、ヴェルサイユ条約におきまして、その二百二十七条並びに二百二十八条にそれらに關する法条が記されておるのであります。それらに關しましては実効を

發したことを知りません、というよりは、ドイツの抗議によりまして實際に行われておらないように考へるのであります。この点から考へますと、今回のサンフランシスコの条約第十一條による拘禁も、何らか同じような手筈によつて少くともその処遇の緩和をす

が、起るのであります。それらに對する政府のお考えなり努力なりは果して万全を得ているかどうか、そういう点を私は伺つておきたいのであります。若し又できませんならば、講和発効の前において連合国の手によりまして恩赦とか、減刑とか、大赦とかいふような方法がとられるのではないかと。それこそ最もよき感情融和の途であり、これこそダレス氏の言われたところの和解と信頼の精神に最もかなうものではないかと考へるのであります。この点に對して、政府は如何なるお考えを持ち、如何なる手を打たれておるかを承知したいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今岡部委員の仰せになりましたように、これらのいわゆる犯罪者につきましては、平和条約第十一條によりまして、その刑の執行を日本国でやることになつたのであります。これらの人の処遇の問題については、我々も實は非常に苦慮してゐるのであります。一日も早くこれらの人々を釈放できるようにといふことを考へておる。併しながら、遺憾ながらこれは我がほらだけでやることはできませんので、平和条約十一條に記載されてありますように、連合国の当事者国の個々の了解も得なくちゃならないことになつておる。すので、なか／＼事は簡単に取返さないのであります。我々当局といたしましては、できるだけこの人たちの釈放といふことについて實は手を打つ

てゐるのであります。併しながらいろいろの事情がありまして思ふように参つておりません。併しながら最近におきまして、更に十分な手を打つて、一日も早くこの人々を釈放できるようにと苦慮してゐる次第であります。殊に近く講和条約も発効いたしますので、これらの喜びをこの人々たちにも分ちたいという考えの下に、種々な手を打つてゐるというところだけは、ここで申上げることが出来るわけでありまして、但し、その手を如何にして打つてゐるかといふことは、これは明言することを憚る次第であります。

○政府委員(清原邦一君) 現在戦争犯罪者に対する仮出所は、岡部委員御承知の通り、総司令部の仮出所委員会、パロール・ボードにおいて決定いたしてゐるのであります。これは従来一月二十名乃至三十名の程度しか仮出所になつておらなかつたところ、昨年十一月頃より、同委員会の御努力によりまして、急激に増加いたしてあります。即ち昨年十一月以降に一月六十名乃至八十名を超える仮出所者が出ております。換言いたしますと、昨年十一月より本年三月二十七日までにすでに、出所予定の分をも含めて三百八十名が仮出所を許されたことになりました。なお講和条約発効前の期間におきまして、一層同委員会において御努力になつて、この仮出所者が増加するものと

私どもは期待いたしております。

○岡部常君 只今総裁より政府当局から御苦心のほどを承りまして、私ど

も大いに信頼する次第であります。どうぞこの上にも最大の御努力を払われることを希望してやまないものであります。次に講和発効を機会にして恩赦の制度が考えられておられることであるが、その恩赦といふものは、戦犯者との関係はどういうふうになつておられますか。普通一般の恩赦の恩沢をその方面に及ぼすお考えがあるか、或いは如何なる程度に施行せられるか、その点を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) この戦犯者に対する問題と恩赦の問題とは別個に取扱ふなければならぬと考へております。申すまでもなく恩赦は日本国の犯罪者に関する問題でありまして、いわゆる戦犯者に関する問題ではないのであります。併しながら内地における犯罪者に対する恩赦、これが講和発効と同時に施行されるのでありますから、先般も申上げました通り、この喜びを戦犯者にも及ぼしたいという考へを持つております。それについて、果して我々の思う通りの効果を得られるかどうかといふことは、只今のところ疑問であります。でき得る限りその効果を得るよう努力しつつある次第であります。

○岡部常君 只今の恩赦を直ちに戦犯者に及ぼすといふことは困難であるかも知れませんが、講和発効後において、何らかの機会をつかまえて、均霑をするといふようなこともお考えの中にありますでしょうか。伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは全く先方側との交渉如何による問題と考へております。従つて我々はその交渉

において成果を挙げるべく努力いたしたいと考へております。

○岡部常君 その点につきましても、政府の深甚な御努力を期待する次第であります。次に講和発効後におきまして、いわゆる戦犯者を処遇する上につきましても、仮釈放制度のことであります。承わるところによりますと、巢鴨に拘禁せられておられるの中に、日本の刑法にはありませんところの長期刑、無期よりもつとひどいように思われる。長期刑の人が相当数あるように聞いておりますが、例えば七十年の刑期、三十年というやうな刑期の人もあるやうであります。これらの人に対する仮釈放の条件は一体どういふにせられるつもりでありますか。日本刑法との均衡を失するやうなことがないようになつておられるか、その点を承わつておきたいのであります。例えば有期刑は三分の一経過ということが条件であります。現行の刑法におきましては、無期でさへ十年の期間を以て仮釈放の有効の条件としておられるのであります。七十年、三十年というやうな長期刑に對して、果してどういふやうにその間の均衡をとられるおつもりでありますか、その点を承わつておきたいのであります。

○政府委員(斎藤三郎君) 現在一番長い人は、両方二つ合せまして、七十五年というのがあります。かような問題につきましても、現在準備いたしておきます法律案で、通常の場合は刑期三分の一、但し四十五年以上或いは無期の場合は十五年を経過すれば仮釈放を受ける資格を持つ、こゝういふやうにいたしてございませう。なおこの期間につきましても、発効後日本側の勧告によつて刑期の減刑ということもできま

すので、さういふことも十分力をいたしたいと、かように存じております。

○岡部常君 無期でさへ十年の経過によつて仮釈放ができるのであります。たとへば三十年と長い期間でありましても、無期とは根本的に違ふものであります。その間に十五年と十年といふ差ができるというところは、すでに不思議なやうに考えられるのであります。この間何かグッドタイム・システムというやうなもので刑期というものが減減せられるというやうなことで、調和をなさる途がありますかどうか、その点をどう考へるか。

○政府委員(斎藤三郎君) 三分の一という期間につきましても、善行特典を考慮に入れてやるようには相成つておりませう。但し全体としては善行特典によつて、十年以上の人につきましても一月を経過することにより刑期の満了日が繰上つて完了する、こゝういふやうに相成つております。

○岡部常君 次に仮釈放審査のことに關してお伺ひいたします。これはやはり同様、従前の仮釈放審査規定を準用せられるものと考へますが、その点は如何ですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 大体今日まで七百人の仮出所者がございませうが、その成績は極めて良好でございませう。一件も事故らしい事故はございませう。さういふ関係で勿論諸般の事情を十分考慮いたしますが、さういふな、出しても問題のないやうな従来の例も十分考慮いたしまして審査に當ることと相成ることと存じます。現在のバロール・ボードをやつておられるのは、やはり家庭の關係とかい

う点も十分考慮しておられます。さういふ点についても十分調査をいたしたい。又講和発効と同時に現在総司令部でやつておられるバロール・ボードの権限が日本側に移ります。それから調査をするといふことでは、その間一月、二月の間隔を生ずる虞れがございませうので、できるだけ事前に調査もいたし、ギャップのないやうにして、その仮出所の制度を続けて行きたいと、かように考へております。

○岡部常君 それらの事前の調査は勿論身上關係とか、保護關係とか、その審査規定にありまるところによつておられることと信じます。が、犯罪關係のほうはどういふやうにお考えでしょうか。人によりましては、犯罪關係についての、講和条約十一条を受諾した結果として、犯罪關係の審査まではできないといふやうな危懼を持つておられる向もあるやうに聞いております。併しながら私どもの見るところによりまして、各国の裁判の状況など、その国によつて著しく状況が違ひます。殊にその違ひの甚しい場合に随分違つておられるやうな例も少なくないやうに思ふのであります。この点に關して如何であるか、非常な均衡を失しておられるといふのが実情のやうに考へられるのであります。この点についてはどんなお考えがございませうか。

○政府委員(斎藤三郎君) 平和条約第十一条で戦争犯罪法廷の判決を受諾した、こゝういふことになつておりますので、その犯罪がどうである、こゝうであるといふことは、正式には言えないと存じます。が、いろ／＼なことを聞いております。同つております。そのやういふ点、如何なる事情でその罪に問われ

たかといふやうな事情は十分考慮して、仮出所或いは赦免、減刑等の勧告についてもその点を十分考慮されることと存じております。

○岡部常君 そゝういふ御考慮のあることは大変私心強く感ずるのであります。何と申しまして、その犯罪の実情或いはそれに対する檢察或いは裁判のやり方といふものは、これは一見記録を見ないといふからない点も多々あることと存じます。が、この点につきましても、その記録の借覽或いは写しをとる。そゝういふやうな点について十分御考慮を払つておられるかどうか。その点につきましても、すでに他の委員から前総裁にお伺ひして、その当時は何ら確答を得られておられないのです。併し在再としておられるわけには参りませう。その点をはつきりさしておきたいと思ふのであります。何らか政府で手をお打ちになりますか。もうすでにお打ちになつておられますれば結構であります。が、その点如何になつておりますか。

○政府委員(斎藤三郎君) 勧告いたしますについて、如何なる事情で戦争犯罪に問われておられるかといふことを調べることが当然必要でありますので、そのいつた記録なり、判決なりを取寄せるといふことについては、いろ／＼交渉いたしておられます。判決それ自体は全部引継ぎを受けることに相成つております。記録につきましても、まだそこまで参つておりませんが、又實際ないものもあるやうに聞いております。ただ復員局あたりでもいろ／＼調査をいたしておられます。そゝういふものの、いろ／＼な方法で、如何なる事情で戦争犯罪に問われたかといふことを十分考

へております。同つております。そのやういふ点、如何なる事情でその罪に問われ

慮しまして、最も適正な勧告をいたすように努力いたしたい、かように存じております。

○岡部常務 次に仮釈放者の保護期間につきまして、今回出ます法案を今日頂いたのでありますが、まだ拝見するいとまがありませんが、これは普通の釈放者とは趣きが違ふように考えられるのでありますが、例えはその一つとして、保護監督の期間については何か特別の緩和の策を講じておられますか。或いは普通通りにやられるつもりでありますか。その点を承わつておきたいと思ひます。私の希望としては短縮されたいというふうに考えておりますが、その点に関するお考えを承わりたい。

○政府委員(斎藤三郎君) 仮出所者の保護監督に服する期間というのは、この仮出所制度自体からいたしまして、残刑期全部ということになる存じております。但しこの法律によりまして仮出所中の成績良好なものにつきましては、十分に減刑の勧告をいたしまして、その反動的な効果として保護監督の期間が短縮される、そういうふうな努力いたしたい、かように存じております。

○岡部常務 その減刑の勧告というものは釈放後にも新たな勧告をいたすのであります。或いは執行中の善行を継続して更に勧告するのでありますか。

○政府委員(斎藤三郎君) 国内の恩赦法におきまして、減刑の効力は仮出獄中の人に對しても及びますと同様に、減刑ということは戦争犯罪を犯した刑期を減ずる、或いは刑の種類を軽くする、こういうことになると思ひます。

すので、仮出所中の人についても減刑の勧告というものは可能であると、かように存じております。

○岡部常務 それはその監督方法はやはり普通の釈放者と同じ監督方法によるものと承知をいたしてよろしいと思ひますか。

○政府委員(斎藤三郎君) 戦犯者の仮出所中の保護監督というものは、国内法の保護監督そのものではございませぬが、この規定を準用いたしまして、事案に即応するような保護監督をいたしたいと、かように存じております。無論保護監督それ自体も、人に依りて監督者が月に数回連絡をとる場合もございませぬし、或いは一回の連絡でいいということもございませぬし、又保護監督そのものが必ずしも指導面に重点をおくというよりも、むしろ保護に重点をおくという場合もございませぬし、この事案に即応した御面倒を見て上げる、こういうふうなことをしたい。そして規定をいたしましては、犯罪者予防更生法の必要条文を準用する、こういうふうな考えでございませぬ。

○岡部常務 その点につきましては、自由裁量の余地がより広くなつたと解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(斎藤三郎君) 制度自体が、事情に依りてこの保護監督、保護監督そのものが伸縮自在である、かように存じております。従来は……現在総司令部でパロールされた人々の保護監督を総司令部の命令によつていたしておりますが、その間私どもは一度も不平を聞いたこともなく、それ……そのときの保護司さんが非常に熱心に御面倒を見ておる、こういうふうにな

つておりますので、さような方法でやつて行きたい、かように存じております。

○岡部常務 次にこれは総裁にお伺ひいたしたいのでありますが、いわゆる戦犯者並びに戦犯者を拘禁する設備の呼称につきまして、前総裁に承わつたのでありますが、研究中であるとか、或いは国民感情を考慮するといふようなお答えがあつたのでありますが、この点に關して政府の御成案がどんなふうになりましたか承わりたいのであります。重要な犯罪者といふような、戦争犯罪人といふような名前がいつまでも持統せらるべきものであるかどうか、甚だ私は疑うのであります。又その設備をいたしまして、勿論普通の刑務所に拘禁するといふようなこともどんなものであるか。殊に聞くところによりますれば、果敢刑務所といふような呼称も考えられておるといふことではあります。行刑のことに多少関心を持つておられる者ならば、果敢刑務所といふものは甚だどうも芳ばしくない響きがあるのであります。むしろ刑務所の中でも、最も悪い刑務所、という語弊があるかも知れませんが、いやな刑務所という感じがするのであります。その果敢刑務所といふものがすでに数十年前になつておるのであります。それを更に回想せしむるような果敢刑務所といふようなことになるのは、まあ世間としても、勿論中に入つておられる者は最も強く感じましようし、又その家族の人などその呼称によりまして一層不愉快な感じを私は強くもつて度するものであります。国民感情を考慮するといふようなお考えとはむしろ真反對の方向に行つておるよ

うに考えるのであります。その点に關するお考えを如何でありますか。私はむしろ自分の考えを申し上げます。果敢刑務所とか或いはそれでもきなければ、果敢プリングとでもしまして、外国語の蔭に隠れて、まあカモフラージュするといふようなこともいいのじやないかといふような工合に考えておるのであります。大臣のお考えは如何でありますか。

○岡部常務 この点に關しましては、前総裁に私ははつきり申上げて置いたのであります。その点が伝つておらないと、私甚だ遺憾に感ずるのであります。將來その点については御考慮を煩わしたいのであります。これはやはり前総裁にも申上げて置きました。若し名称が我々の望むように變らないのならば、せめて通称を何とか考へてお作りになつてはどうであらうか。恐らく世間では何かいい代名詞を作つてくれるかも知れませんが、くれぐれだろうと思ひますが、それを待つまでもなく官のほうで、そういう御考慮をお払いになつて下さいといふことを私は申述べて置いたのであります。新総裁におかれても、その点を御考慮願ひたいと思ひます。それにつ

きまして、私はちよつと承わつて置きたいことは、講和条約発効後におきましても、いわゆる戦犯なるものが拘禁せられた慣行があるかどうか。前総裁はそれは國際慣行に従うのだ、國際慣行が如何にもあるのかのようにお答えになつたのであります。私はまあそれから後に調べたのであります。そういう慣行は一向にないようであります。これは、私の調べの疎漏かも知れませんが、若しありましたのなら、その点をお教を願ひたいのであります。恐らくこれはないんじやないか、ないものとすればこれは日本がまさにこれからそういう慣行を作るといふ重大なる私は時期に際しておるのだと思ひます。従ひましてこの扱いが、又こんなものが慣行になつては困るのであります。將來のためによほどまいことをやつておかないと、正しいことをやつておかないと將來の物笑ひを作るのじやないか、まさに國家の責務は私は大なるものがあると思ひます。その点に對する總裁のお考えを承わりたいと思ひます。

○岡部常務 その点につきまして、

○政府委員(斎藤三郎君) 私を知る範圍におきましては、第一次歐洲大戰後、國際裁判のようなものがある。乍ら前に聞いておるのであります。乍らなからかういふ大量に國際裁判にかつたことは今次大戰が初めてだつたと私は考えております。従つてこれらの裁判によつて言渡された人たちの処遇については、我々十分の考慮を払わねばならんと、こう考えておる次第であります。私はこれらの人が一日も早く釈放されるように努力いたしたい、これは考えております。

○岡部常務 その点につきまして、

○政府委員(斎藤三郎君) 私を知る範圍におきましては、第一次歐洲大戰後、國際裁判のようなものがある。乍ら前に聞いておるのであります。乍らなからかういふ大量に國際裁判にかつたことは今次大戰が初めてだつたと私は考えております。従つてこれらの裁判によつて言渡された人たちの処遇については、我々十分の考慮を払わねばならんと、こう考えておる次第であります。私はこれらの人が一日も早く釈放されるように努力いたしたい、これは考えております。

○岡部常務 その点につきまして、

頭に私はヴェルサイユ条約の二百二十七条、八条を挙げまして、条文はあつたけれども実行に移らなかつたということを上上げておいたのであります。それがそのほかには例がないと思ひますから、日本としては、よほどこれは考へて立派な例を作つて行かなければならぬと思つておりました。この点は世界の人心にも訴へて、正しきを踏んで行かなければならぬと思ひます。それから次に私が伺ひたいことは、中の処遇につきましても、前総裁は國際慣行を尊重するのだといふことを言つておられました。その國際慣行といふのが現在英蘭においで行かれておることを指すならば、それは一種の慣行でありましよう。それは外國の手によつて行われておることでありまして、その國においてそれらの犠牲者を処遇するといふ慣行は恐らくないのだらうと思ひます。それはともかくといひまして、差当り具體的な問題といひましては、現状維持はどうなつておる、現状を維持されるものであるか、現状維持の御希望があつたように思ひます。又私どもも實際の処遇を見まして、あれよりも實際の落すといふようなことがあれば、中の人々の感情は勿論、家族の人々、延いては世間がどういふふうになるか、やはりこれは現状維持をして行くよりほかはないのじやないかといふふうにかへたのであります。その現状維持の希望はどういふふうになりましようか、達成せられますかどうですか、いささか疑問でありますから承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 現状維持についてはいろいろ困難な事情があつたのであります。予算關係その他から考へて、なか／＼容易ならぬことではあります。併しながらいろいろ折衝の結果、大体において現状の維持はできることと考へております。

○岡部常務 その点に關しまして、事務當局のほうから少し詳細なことを承つておきます。が將來の法案審議の上によろしいかと思ひますが、丁度いいでございまして、簡単に結構です。

○政府委員(清原邦一君) 只今の總裁の御答弁を補足して申し上げます。戦犯者は他の刑法犯の被告人或いは受刑者とは著しく趣きを異にしております。殊に御指摘の通り國際的に見ましても殆んどその例を見ないのであります。から、これが処遇につきましては、種々検討いたしまして、結局結論におきましては現在英蘭フリゾンにおいて行われている処遇が最もいいのではないかと、ほほこの線に副つて進んで行きたいと思つております。具體的に申し上げますと、他の一般刑務所の収容者と比較しまして、著しく広範園の自治の制度を認める、或いは食糧の点につきましても、一般収容者に比べて相当高額の予算を準備しようとしております。なお学科教育或いは職業教育等につきましても格段に意を払ひまして、数年間或いはそれ以上長く実社会と遠ざかつておつたこれらの人が出所後直ちに実生活に即応する生活を営み得るよう極力努力をいたしたい、かように考へております。

○岡部常務 次にいわれる戦争犯罪者ではなく、軍法會議によつて処断された普通の受刑者が請和発効後如何に処遇せられますか、その点を承つておきたいのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 実はこの戦犯者以外の今お話しした受刑者の關係につきましては、平和条約の十一條に觸れておらないといふことでございまして、従ひまして、平和条約とは全然別個の事情である。而してそれをどう措置するかといふことにつきましては、結局さういふ人たちが平和条約発効の際に目下処刑中の者として残るのは二百人前後ではあるまいかと一応考へるわけでありまして、それらの人につきまして、只今我々の考へておりますのは、特にその処刑をしなければならぬと我が方では考へますものにつきましては、こちらで国内法に照らして新たに起訴して行く、さうして裁判所で審理をして頂くといふ方向で処理したかどうかといふ考へでおるわけでございます。

○岡部常務 その点につきまして、先ほど挙げました家族からの要請書といふものがたくさん我々のほうに参つておりますが、その点に關する危惧を述べておるのであります。この点に關しましては、政府としてはほど深甚なる御留意をなすつて善処せられるように私は希望してやみません。これは私希望として述べておるのであります。それからこれも前總裁にお伺ひをしてまだお答えを得られなかつたのであります。果暢のお世話をするところの担当の官吏についてはどういふ人間を充てるか、又その人間についても更に特別な修養を積ませる必要があるかどうか。いわゆる研修制度といふやうなことも伺ひ、又それに觸れて人材を得なければそれに適するやうな人材を他から求めるやうな考へがあるかどうか、この点を伺つておいたのであります。今はさういふことも考へておるものがあるやうな考へを得ておるものであります。今はお答えを得ておるのであります。もう時をたつておりますので、大臣のお考へを承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) これら戦犯者に対するいわゆる監督の責任にある刑務官については、特別の考慮を払ふ必要があらうと考へております。殊に相當の教養のある者を充てこれに當らしめるといふことが極めて適當じやなからうか、最近その一部の人について不適任と申すことはできませんが、必ずしも適任でないといふやうな噂を聞きまして、人事の異動も行なつて十分それらの人の感情を柔らげるといふような処置をとつて行きたいと思ひます。

○岡部常務 その考へを承りました。安堵いたしました。それらの人々に対する待遇といふものもおのずから異つてよろしいのではないかと思ひます。が、残に日本で管理するやうになつても、恐らく渉外關係といふやうなもの、これは相當残るのではなかつたかと思ひます。つきましては、その待遇、具體的に言へば俸給であるとか、或いは服装の点であるとか、或いは居住の官舎のやうなものであるとか、さういふやうなことにしても十分御考慮を払われておることと考へられるのであります。その点を念のため伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 特別にそれらの人に対して俸給を上げるというやうなことは、今の法制上できかねるのであります。併し住居の關係とか、さういふやうなことで適當な人を得られないといふことは誠によくないことではあります。から、住居の点なんかについて十分考慮して適材者をその任に充てたいと、こう考へております。

○伊藤修君 では私から極く簡単に……今の岡部さんの中に少しありましたが、今度の恩赦の問題に、或いは多少關連しておられますが、基本的にお伺ひしておきたいことは、この占領期間中においてたくさん覚書、いわゆるメモランダムが発せられておるのですが、これは一応全部その効力が失われるものと思へるのですがこれはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それは効力を失うといふふうには考へております。

○伊藤修君 そういたしますとです。ね、先ず、たくさんお伺ひしたいのですけれども、本日はこの一点だけにかく伺つておきたいことは、現在憲法において、いわゆる言論の自由といふ点、これに關しましていわゆる新聞紙法というものが廢止されておる、新聞紙法を廢止する場合において、これに對して何かの処置をとるのかといふことは質問しておいたのですが、これに對しては何らか考へるというふうな考へがあつて、その後二、三年経過しておるんですが、国内法規としてはさういふ手当がないのであります。幸いにしていわれるプレス・コードがメモランダムとして出ておる。現在新聞紙關係はこのプレス・コードによつて規律されておるものであります。今日のお答へによりまして、結局これを全面的に廢止せよといふことになりますれば、それこそこの点に對するところの何らの手当もなくなつてしまふが、

果してそれでよいかどうか、その点に対してどういふお考えを持つていらつしやるか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) その手当てについては、これは非常に影響するところが大いのであります。只今実は慎重にこの点について研究中であります。まだ成案を得ていないのであります。

○伊藤修君 勿論早々の場合であつて、お答の御趣旨はよく了するものであります。近き日、即ち来月の中旬を期して独立国家となつた場合においては、その瞬間においていふゆるこれは無秩序の状態に置かれるといふことは好ましくないと思ひます。大新聞はともかくといたしまして、地方新聞は最近においていふゆる言論の自由の名をかりて基本的人権を侵害することが多くあるんですね。いふゆる暴力団と一律にこれらに對しましては従来の慣習を以て我々としては今日まで対処して来た。又大新聞においても行き過ぎもあり得ることもなきにしもあらずです。従つて、少くともプレス・コードに掲げられておるようなことだけでも早急に手当てしておく必要があるのではないかと、これに對するところの重ねてお考えを伺つておきたいと思ひます。それとも或る期間、空間の期間を置いて構わないといふお考え方か、それまでには何とか手当てするといふお考え方か、又手当てするならばどういふ形式を以てお手当なさる方法を講ずるか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) お説の通り尤もな御意見と考へます。この議和

条約発効後、直ちにやるというところは、どうもできかねるのであります。幸ひこの御審議を願つておきます。ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する、命令に關する條の廃止に關する法律案、これによりますると「勅令第五百四十二号」に基く命令は、別に法律で廃止又は存続に關する措置がなされない場合において、この法律施行の日から起算して百八十日に限り、法律としての効力を有するものとする。」と、これで手当てが大部分はできるのであります。全面的にこの法律に基いて手当てはいたしかねるのであります。そこで政府といたしましては早急にそれらの点について遺憾なきを期したいと思つておられます。先刻申し上げました通り、これは言論に關する、事重大な問題であります。そのので、あらゆる方面の御意見も承つて置きたいと思ひます。こう考へておる次第であります。

○伊藤修君 ポ動に關するところの基本法及び關係各省におけるところの特別のポ動に關する法律の有効無効に對しての手当はなされておるが、不幸にしてこの中にいふゆるプレス・コードについてはこれが賄われておらないように私は考へる。勿論このプレス・コードに違反した場合において政令、元の三百十一号、その後ならば三百二十五号によつて処罰する規定によるのは同じことでは、同じかも知れませんが、よく私調べておられますが、けれども基本たるところのいふゆる憲書のほうはなくなつてしまふといふし、この点に對しては何らの法的措置が講じられていない、いふゆる斬捨御免、無秩序の状態に一時解放されると

いうことは、国民生活の上において至大な關係を有すると思ふ。これは私は御研究というよりは法制意見長官の職務の所しりは免れないと思ひます。もう少し早くすべきではないかと思ひます。早急に政府のお考え方をまとめ、慎重の上一つ御提案を、いづれともお手当てを願ひたいと、かように考へます。それはどうですか、早急にやつて頂けませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 職責の所しりというお叱りを受けましたけれども、これは申すまでもなく言論の自由といふことは、よほどこれは慎重に考へなければならぬと存じますので、我々の態度も又慎重になつていふこと、御了解願ひすると思ひます。

○伊藤修君 私のお尋ねするのには至急一つ出されるかどうかといふことでは、

○国務大臣(木村篤太郎君) これは先刻申し上げました通り非常に重大な影響がありますので、慎重に考へて行きたいと、こう考へておられます。

○伊藤修君 慎重に考へられることは結構です。併し近く選挙もあり得ると考へられるのです。そういう場合におきまして、國民としても非常に迷惑することでありまして、又日常生活の上においては非常に迷惑があり得ると思ひます。これは私は決して御慎重を欠いていいという意味ではなくして、御慎重は御慎重にして頂いても、早くして頂かないとやはり國民はそれだけの間基本人權の毀損を受けることになりまして、どうかその点は十分に御注意願つておきたいと思ひます。次にもう一点お伺いしておきたいこと

は、今度の講和条約に伴ひまして國民的ないわゆる喜びの日を迎えるに際し、大層な恩恵が行われるといふことは、先に法務總裁の御言明においても承知してゐる。私はこの際いふゆる占領治下において多数のメモランダムが發せられてゐるし、そのメモランダムに基いて三百十一号或いは三百二十五号によつて処罰された日本國民は多数ある。これらはいずれも占領治下においてこそ違法行為となつたものであ

る。いふゆる講和発効後におきましては、その社会秩序の上において決して好ましくないことであるとは断定したいものである。中には独立後においてもその行為が反社会性のものであるものもあり得るでしょうが、そういうものは特段別といたしまして、然らざる者は、大多数このメモランダム・ケースによつて処罰せられた日本國民に對しましては、この際講和の喜びの恩恵を享へべく最善の御努力を期待してやまない。この点に對するところの法務總裁の御意見を伺つておきたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今の御意見は至極御尤もだと考へております。大体そういう線に沿つて処置したいと考へます。

○羽仁五郎君 最初にさつき閣下委員の御質問になつた中に含まれてゐる問題で、小さい技術的な問題なんです。が、若しお答へ願へれば何つておきたいと思ふのですが、我々が果敢を見に参りましたときに、あそこの所長といふいろいろお話をした際に、現在あそこには暖房が通つておりますが、ほかのものは大抵このままにして置く、併し暖房は取払つて持つて行く、それは非常にお氣の毒だけれどもそういうふうな

ふうに大体なつてゐるということを所長は特に我々に言われましたが、その言われました言葉の裏には、我々の側で何か努力すればその暖房をそのまま置いて行かれるといふこともできるのじやないかといふような含みもあるのじやないかといふふうには私は聞いたのであります。その点についてはその後、これは一つの例でありますけれども、どんなふうになつてゐるか伺へれば有難いと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 現在巢鴨プリズンにある施設或いは資材中、如何なる部分を連合國側が撤去するかといふ問題につきましては目下折衝中でございます。まだ確定いたしておりません。御趣旨のほどは十分考慮に入れて善処したいと思ひます。

○羽仁五郎君 これは先日我々が小菅を見ましたときにも、所長はお留守でしたが、總務部長とおつしやるのでしようか、そのかたの御意見でも、小菅などにもやはり蒸氣暖房といふものを設けたい、設けることが行刑上の目的から言つても必要じやないか、それに大した費用を要するでもないといふふうには、自分たちで計算して見て、パイラーと鉄管だけでその目的が果せるのじやないかという意見を述べておりましたけれども、その点をも併せて今後御努力願ひたいと思ふのです。それから次に法務總裁に御意見伺つておきたいのですが、先ほど閣下委員、又只今伊藤委員からこの平和条約第十一條による刑の執行及び赦免に關する問題に直接關係しないのであります。が、間接にこれと並行して占領期間中に占領政策違反とか、或いは覺書とか書簡とか、そういうものに基いて発せられた

政令などの違反の疑いを受け、又はそれによつて有罪を宣告されて刑に服しているかたの、殊にその家族のかたたちから、我々法務委員それらに對して非常に多くの請願、陳情がなされておりました、それらを我々が見ておりますと、中には頗る気の毒な、全くこれは不当にやないかと思われるものもある。その他の、原則的に申しまして、占領下であるからそういうことが止むなく行われたのだが、すでに占領下でないという状態になれば、おのずから考え方を変えなければならぬという点があるのじやないか。このことについては閣部委員も伊藤委員も、希望をお述べになつておつたのとどまるのでありますが、私としてはこの際法務総裁に原則的に御意見を伺つておきたい。その第一は、昨日でしたか、昨日本会議で法務総裁もお聞き下さつたと思うのでありますが、我々の会派の議員であられる松原一彦議員が、講和発効後、而も日本が待望久しい独立というところを得るのですけれども、併しその際に、外国軍の駐留という誠に異常な状況の下に独立が行われ、日本国民としては未だ曾つて外国の駐留下に生活した経験というものはない。且つ又講和によつて待望久しくやつと独立するのである。この独立というところに対する非常な大きな希望、その半面今まで国民として経験したことの無い外国軍の駐留下に置かれるというところから来る感情上、又生活上のさまざまの問題というものについて、政治家は決してこれは簡単な問題だといふふうには考えることを許されないだらうという点を、昨日松原議員も結構として述べられたのです。恐らくそ

の点については、法務総裁も御同感でおいでになつておると思うのでありますが、この只今の問題につきましても、政令三百二十五号とか、それらの問題にしても、原則的に我々にはできるだけ、できるだけというよりも、絶対に講和発効後の状態が占領の継続であるという印象を与えるというところはなるべく避けるべきだといふふうに考えますが、法務総裁はその点についてどうお考えになつておいでになりますか。これが第一点。止むを得ない米軍の駐留に伴つて生じて来る面だけでも十分に、本質的には占領の継続たるかの感を与える面が多いのでありますから、それ以外の面においては、米軍の駐留に直接必要なこと以外の点においては、特に日本国政府として、どうか占領の継続というやうな事実及びそれに伴う印象というものはできるだけこれを排除するといふお考え、又そういう御努力をして頂けますかどうか。それを伺つておきたいのであります。繰返して申上げて恐縮であります。昨日松原議員も申されましたように、万一これが逆に作用いたしますと、到底我々はコントロールし、責任を以て解決することができないやうな状態が醸成される、又そういう情勢を煽動するために、それらの事実又はそれらの感情を利用するやうな政治勢力というものが、不幸にして決してないことはなまじうし、左からもそうでありまじやう。で、法務総裁も練達なかたでありますからよく御承知のように、排外感情、誤まれるナショナリズムというものほど恐ろしいものはない。これが又ファシズムになる。而もヴェルサイユ条約というものが、ドイツ国民にとつて排外感情の第一の原因となり、それがファシズムになり、ヒットラーでも何でもい、とにかく第一次歐洲大戰の戦勝国の圧力というものをねのけてもらいたい、それには誰でもかまわぬ、我々の自由と権利を放棄していいいというやうな絶望的な境地にまで追い込まれて行く、そういう点を考えますと日本の将来にさういふことが決してあつてはならないと思ひますので、特にこの点について法務総裁から高邁な識見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく講和条約発効と同時に、日本は完全な独立国になるのであります。日本国民も本當に将来発効と同時に独立國家の國民として対処して行かなくてはならぬことは申すまでもないのであります。駐留軍はいわゆる日本の平和と安全のために對等の条約の下に結ばれた平和条約によつて駐留するのであります。占領の継続では決してありません。そこで日本國民は駐留軍が日本に駐留したからと言つて、これは占領軍の継続であるといふやうな意思は毛頭持つべきものでないと思ひ、これははつきり區別すべきものであると思ひます。従つて、恩赦の問題に關するのであります。この際我々は十分喜びを分つて、新しい日本國民として充足して行くことを希望するのであります。

○委員長(小野義夫君) あとまだ一松君の質問がありますから、成るべく簡単に……

○羽仁五郎君 第一の点についてははお重ねて私の申上げた点を慎重にお考えを下さいますようお願いいたします。第二の点に移りたいと思ひますが、これもすでに閣部委員、伊藤委員から御発言のあつた点なのであります。が、只今の点と関連いたしまして、独立による再興の喜びといふものをあらゆる方面に分けて行く、あらゆる面にそれを及ぼして行くといふお考えは非常に希望を抱くのであります。が、その際に万一、これは我々はただ杞憂であらうと思ひます。これは行政協定などの締結前後においてもさういふ印象が多少与えられたのであります。が、どうかしますと占領期間中の方法を独立してからも暫らくさういふ状態に置いておこり、例えば大變問題になりまして治外法権に類するやうな措置といふやうなものも一年くらい、或いはその前後において北大西洋条約に基く行政協定ができるならばそれによつてもいい、併しながら今直ちに占領軍が今まで持つていたやうな特權といふものを失つてやつて行けるかどうかについて、占領軍は或いは自信がないといふお考えもあつたかに、その關係からこの間の赦免、なにか占領下といふ特殊な事情の下に罪の嫌疑を受け、又は罪の責任を負うてゐる人々に對して占領が終つたことについて、それに対する赦免を行われる場合に、或いは私として非常に恐れるのであります。が、占領軍からの意向で、例えば政令三百二十五号違反といふやうなもの、そのまゝその効力を持つて行くべきだといふお考えが出るかも知れないといふことを私は多大に恐れるのであります。併しこれはさつき第一点で申

しましたやうな意味で、この際全く日本國民が新しく出発するためには占領期間中であつた意見の相違、又は政治上の争いといふやうなもの、或る意味において全くこれを清算して、そして新たに眞実の独立を目指して國民の努力を傾けて行くといふ状態を発生しない場合には、第一点において申し上げましたやうに、実に厭うべき、恐るべき影響、逆影響といふものがあると思ひますので、それらの点について日本政府として、たとへば占領軍が現在さういふ考えを持つておられましても、それに対して日本側の態度を十分御主張下さり、又啓蒙せしめてそのほが今後平和に、そして喜ばしく行くべき方法なんだといふことを啓蒙される御努力をお願いしたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御意見の趣旨よく承りまして善処いたしたいと考えています。

○羽仁五郎君 第三の点でございすが、只今伊藤委員から御発言がございましたプレス・コードの問題については、伊藤委員のおつしやるのはいよいよ暴力団の行動と並行するやうな意味のものだらうと思ひるのであります。これはいわゆるライベルと言ふか、或いは脅迫、名譽毀損といふやうな点であると思ひます。これらは刑法によつても措置できることであります。問題になりますプレス・コードといふことが現在國民に非常に悪い印象を与えておる。これはすでに法務総裁も、意見長官もよく御承知のように、昨年の九月頃法務総裁が新聞にかなり大膽な、或いは見ようによつては非常に無責任な発表をせられた。前法務総裁は私の

詰問に對して、新聞社に取材の自由を認めることは民主主義だと言つて極言しておられました。が、併し當時の発表せられたいわゆる団体等規正法案というやうなものは社会に非常に衝撃を与えた。政府は果して民主主義の原則を確信しているかどうか。これは九月四日に新聞大会において決議がなされ、いやしくも新聞の自由を侵そうとするやうな政府の態度に對しては飽くまで闘うという決意を示された。又弁護士連合会においてもこの点については決議をなされておられる。それから當時プレス・コードを日本は法律化するのではないかということが外国の新聞まで伝えられた。ワシントンの特電によると、昨年の九月十八日ニューヨーク・タイムスの百年祭の特集号の世界の十大ニュースのトップ記事に、第一頁として、日本の法務總裁は十月の臨時国会に治安關係法令の提出を準備している。そのうちに新聞取締法案が含まれておると語つたというニュースが大々的に報じてある。これは日本が仮にも新聞記事を侵すやうなプレス・コードをそのまま引繼ぐということでありまして、日本国内の問題のみならず、國際的な問題にもなる。これは或いは現在の占領軍当局はさういう点についてお考えが違ふかも知れません。併し我々としては決してこの軍事的見地を政治的見地のの上に優越せしめてはならない。今後特にさうであるので、たとひ軍事的にさういふ必要があつたと、それより一層高い政治的見地から、いわゆるプレス・コードをそのまま引繼いで行くというのは重大な問題がある。伊藤委員の御主張になるやうな点は、その方面において十分のお手

○伊藤修君 ちよつと議事進行上……、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案、この法律につきましては、御承知の通りこの親法律に伴うて子の法律が多々ある。これが各委員会に分離して提案されておる状態でありまして、この委員会におけるところのこれらの関係命令の廃止若しくは存続の法律に關して、今日審議状態がどうなつておるか、及びその見通しがどうであるかについて、委員長は専門員をして一応各委員会を調査せしめて頂きたい。それを御報告願いたいと思います。

それからもう一つは、この親法律に含まれておるところのいわゆるボットの五百四十二号に基く命令、これが百五十くらいあると思ひますが、一体この法案を審議するに際しまして、その各種命令のうちでどれとどれが廃止されるのか、どれとどれが存続するののか、少くとも表題だけでも参考資料として当委員会に表にして御提出願ひたい。

そういたしましたら、我々はこの親法律を審議いたしますのに対して言判を押すことになりまして、一応概念だけでも知る必要があると思ひます。この二点を次の機会に御提出を願ひます。

○委員長(小野義夫君) 今の伊藤委員の御提案の委員長に關する分は、早速調査の上次の委員会までに報告をいたします。政府に対する要望は、やはり次の委員会までに御提出をお願い申し上げます。

○一松定吉君 それでは正式に私から要求しておきますが、恩赦に關する政府のお考えについて、確定しなければ発表できないということは、確定案の

発表は勿論さうであるし、又我々もこゝういふようにきまつたから、まだ大赦令の出ない前に漏れさせようというのではないが、つまり憲法の六十二条の国政に關する調査をするという権限が国会にあることは御承知の通りです。でありますから、今度実施せらるるところの大赦の内容について、こゝういふような考えを持つておるんだということとは、これは法務總裁として私は国会の要求があれば當然御報告あつて然るべきものと思ひますから、そゝういふ意味において、適當な時期をお選び下さつて法務總裁からその御報告をお願いしたい、こゝういふ考えを持つておられますが、それに対する法務總裁の御意見を承わつておきたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) お説御尤もであります。その構想の輪郭を私は御説明申し上げたいと思ひます。

○一松定吉君 それで結構ですから、適當な時期に一つ具体的に御説明賜わりたい。

○委員長(小野義夫君) それでは本日はこれで散会してよろしくござりますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めますから、散会いたします。
午後零時二十五分散会

一、売春問題に關する陳情(第四九二号)
一、団体等規正法案等に関する陳情(第五〇五号)

第一〇一八号 昭和二十七年三月四日受理
一、者取締法制定に關する請願
請願者 群馬縣新田郡泉村藤原久住宅一區八八号
小川伝三郎外九十三名

紹介議員 木村キヨウ君
治安の確保と道義の高揚は、文化国家再建の要素であるが、酒類の飲用による事故はこれと全く逆行した事実を現わしているから、(一)めいいて、者取締法を制定されたいとの請願。

第一〇二五号 昭和二十七年三月四日受理
一、者取締法制定に關する請願
請願者 滋賀縣伊香郡余呉村宇下余呉 堀江和佳外百一名

紹介議員 梅原 眞隆君
講和の成立に際しすみやかに処理すべき問題の中、戦犯の問題は特別に考慮せらるべきものであるから、戦犯者および家族の心情を思いをいたされ、(一)仮出所有資格者の出所、(二)講和成立に際して特赦減刑、(三)外地服役者の国内帰還、(四)戦犯者の遺骨の収容等の実現について、関係方面と充分なる接衝を行われたいとの請願。

第一〇七二号 昭和二十七年三月五日受理
大分縣玖珠郡に簡易裁判所等設置の請願(第一〇七二号)

請願者 大分縣玖珠郡森町長 了戒惟光外十五名
紹介議員 一松 政二君
大分縣玖珠郡は、四面を重疊たる山岳に囲まれたへき遠の地であつたが、昭和四年久大線の開通を見るに及んで初めて他地区との交通が開け生活文化の恩恵も享受できるようになつたが、未だに裁判関係用務だけは十数里を離れた日田市まで行かねばならぬので郡民の不利不便がはなはだしいから、本郡森町に簡易裁判所、家庭裁判所、区檢察庁を設置されたいとの請願。

第四九二号 昭和二十七年三月一日受理
売春問題に關する陳情
陳情者 神奈川縣横須賀市大滝町二ノ一横須賀市友愛互助会内 柴田勝巳

昭和二十一年一月の連合国最高司令官の覺書により勅令九号が公布され、わが国における公しよう制度は廃止されたにもかかわらず、現在の國際情勢下における売春問題の現況は、いわゆる特殊飲食店と共に日を追うてその数を増してあり、しかもその社会風教上ならびに公衆衛生上におよぼす影響は極めていぢるしく、とりわけ横須賀、立川、朝霞、千歳、佐世保等の連合軍駐留地における本問題の解決は緊急を要するものがあるから、(一)性道德對振機關の設置、(二)取締關係法規の總合統一、(三)売春關係者の生活対策の確立等により本問題の合理的實現的解決を図られたいとの陳情

第五〇五号 昭和二十七年三月三日受理
団体等規正法案等に関する陳情(二通)

陳情者 福岡縣嘉穂郡穂波村議會 議長 水田益吉外一名
政府が今次国会に上提するといわれている治安三法案ならびに改正しようとしている労働三法案は、憲法において保障されている基本的人権を侵犯するもので、かつての特高警察の再現にはかならないから、民主憲法下において再び暗黒政治を招くことのないよう善処せられたいとの陳情。

三月二十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、刑法中一部改正等に関する陳情(第五七五号)

第五七五号 昭和二十七年三月十日受理
刑法中一部改正等に関する陳情
陳情者 広島縣安佐郡祇園町 石田公總

最近、社会に対する義務と責任觀念が衰退し、毎日のように官公庁、学校等の重要建造物を焼失し、その損害はばく大な額におよび、中には再び得難い国宝等もあり、憂慮にたえない実情であるが、これは失火に対する刑罰法令が軽く、ひいては検査も不成績となり、一方一般社会も失火を輕視する傾向にあるから、刑法、罰金等臨時措置法等の改正、建設省規則の制定等關係法令を整備改善せられたいとの陳情。
三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、住民登録法施行法案(案)
(目的)
住民登録法施行法案
住民登録法施行法案

第一条 この法律は、住民登録法

(昭和二十六年法律第二百十八号。以下「法」という。)施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について法の規定によりなすべき最初の登録に関し、必要な事項を定め、その完全な実施を図ることを目的とする。

(住民票の作製)

第二条 市町村は、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、遅滞なく住民票を作製しなければならない。

2 前項の住民票には、法第四条第一号から第七号までに掲げる事項を、法施行の日の午前零時現在の事実に基づいて記載しなければならない。

(届出)
第三条 法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者については、法施行の日から五日以内に、前条第二項の規定により記載すべき事項を届け出なければならない。

2 前項の届出については、法第九条から第二十一条までの規定を準用する。

(調査)

第四条 市町村は、届出の履行を図り、且つ、住民票の記載の正確を期するため、法施行の際現にその区域内に住所を有する者について、第二条第二項の規定により記載すべき事項を各世帯に就き調査する。

(市町村相互の通知)

第五条 住所地の市町村は、住民票を作製したときは、遅滞なく、そ

の記載事項(法第四条第四号に掲げる事項を除く。)を本籍地の市町村に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた市町村は、遅滞なく、通知を受けた事項と戸籍の記載とを照合し、その結果を住所地の市町村に通知しなければならない。

(附票の作製)

第六条 市町村は、法施行の際現にその区域内に本籍を有する者について、遅滞なく戸籍の附票を作製しなければならない。

(調査員)

第七条 市町村は、最初の登録の正確な実施を図るため、政令で定めるところにより、調査員を置かなければならない。

2 調査員は、市町村長の指揮を受けて、第四条の調査及び住民票の記載その他これらに附帯する事務を行う。

3 調査員は、市町村の事務所外で前項の調査を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

(罰則)

第八条 正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2 過料の裁判は、簡易裁判所がする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるものの外、この法律によつて行ふべき登録事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法施行の日から施行する。但し、この法律の施行準備のために必要な事項は、施行期日前に行うことができる。

行する。但し、この法律の施行準備のために必要な事項は、施行期日前に行うことができる。

2 寄留法(大正三年法律第二十七号)は、廃止する。

3 この法律の施行前にした寄留法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 前項に規定するものの外、寄留法の廃止に伴う必要な経過規定は、政令で定める。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「戸籍」の下に「住民登録」を加える。

第八条第三項第三号を同項第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 住民登録に関する事項
第十三条の二第一項中「第一号乃至第七号」を「第一号乃至第八号」に改める。

6 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のよう、改正する。

第二十五条第二項中「その寄留地又は」を削る。

第二十九条第三号及び第四号中「所在」を「住所」に改める。

第三十条第二項中「及び出生の年月日」を「出生の年月日及び住所」に改める。

第三十三条中「所在」を「住所」に改める。

7 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

改正する。
第六条を次のように改める。

第六條 罰則

第二十一条中「第一条乃至前条」を「第一条乃至第五条又は第七条乃至前条」に改める。

第二十七条中「第五条乃至第二十一条」を「第五条、第七条乃至第二十一条」に改める。

8 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「寄留事務」を「住民登録事務」に、「管掌すべきものは」を「管掌し、又は管理すべきものは」に、「管掌する」を「管掌し、又は管理する」に、同条第三項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同条第五項中「及び寄留手続令(大正三年勅令第二百二十六号)」を削る。

9 地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表市町村の項中「2 戸籍事務費(本籍人口)」を「2 戸籍住民登録費(本籍人口及び世帯数)」に改める。

昭和二十七年四月八日印刷

昭和二十七年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所